

「みんなで作る元気やまもと 21 プラン」

第 2 期山元町自死対策計画

(令和 6 年度～令和 10 年度)



令和 6 年 3 月
山元町

1


計画策定の趣旨等

自殺者数は、全国で平成 15 年の 34,427 人をピークに減少傾向にあり、令和元年では 20,169 人にまで減少し、着実に成果を上げてきました。しかし、自殺者数は依然として毎年 2 万人を超える水準で推移しており、令和 2 年には新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で自殺の要因となる様々な問題が悪化したことなどにより、自殺者は前年を上回っています。

本町の自殺者数は、過去 5 年では毎年 3 人～6 人程度の自殺者がいる状況です。

そうした中、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して自死対策を更に総合的かつ効果的に推進するため、平成 28 年 4 月に自殺対策基本法が改正され、都道府県及び市町村は、自殺総合対策大綱及び地域の実情等を勘案して、地域自殺対策計画を策定することとされ、本町においても「山元町自死対策計画」を策定し、「一人ひとりの命を尊重し、生きる喜びを分かち合い、命を支え合うまち」を基本理念に掲げ、自死対策に取り組んできました。

今回、現計画の見直し時期を迎え、令和 4 年 10 月に閣議決定された新たな自殺総合対策大綱を踏まえ、本町における自死対策を総合的かつ計画的に推進するため、現行計画を見直し、誰もが自死対策に関する必要な支援が受けられ、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指すものです。

令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度	令和 15 年度
				中間評価					評価
第 3 期山元町健康増進計画									
		計画延長 (令和 10 年度)		評価					評価
第 3 期山元町食育推進計画					第 4 期山元町食育推進計画				
				評価					評価
第 2 期山元町自死対策計画					第 3 期山元町自死対策計画				

2

計画の位置付け

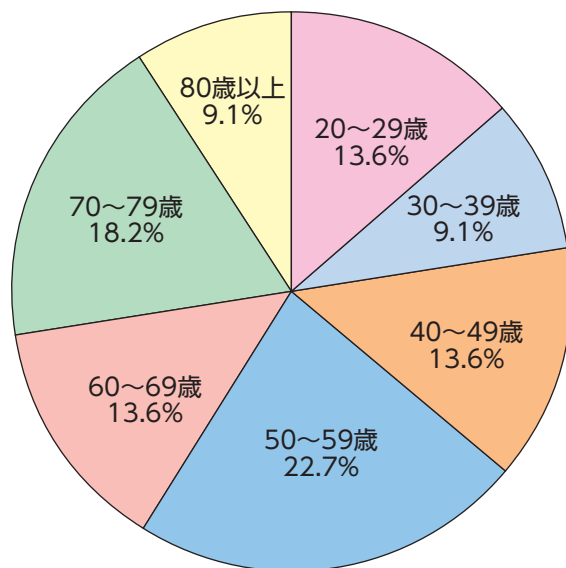
本計画は、自殺対策基本法第 13 条第 2 項に定める「市町村自殺対策計画」であり、本町における実情を勘案して定める自死対策についての計画です。中長期的な視点を持って継続的に実施していくため、「自殺対策基本法」「自殺総合対策大綱」を踏まえ、また、総合計画や各保健福祉分野計画との連携・整合を図ります。

3 山元町の自殺の現状

過去5年間の年齢別自殺者を見ると、「50～59歳」が22.7%で最も多く、次いで、「70～79歳」の18.2%となっています。

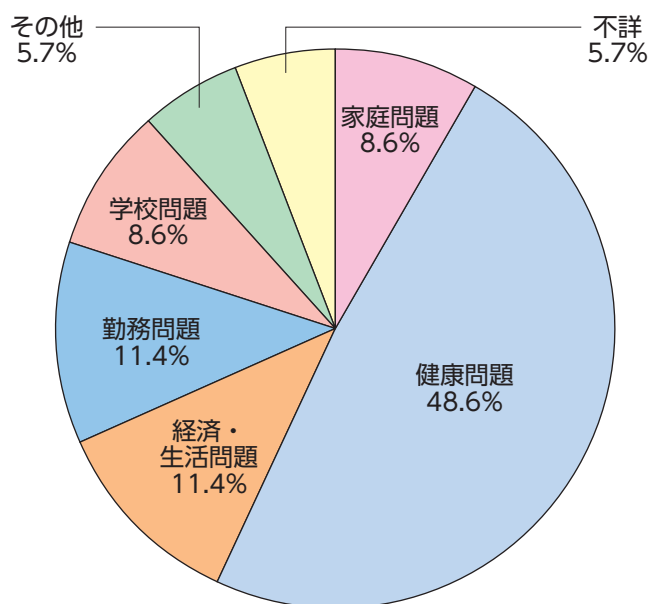
そして、過去5年間の自死の原因・動機別割合を見ると、「健康問題」が48.6%で最も多く、次いで、「経済・生活問題」と「勤務問題」がともに11.4%となっています。

■過去5年間の年齢別自殺者割合



資料：自殺の統計 地域における自殺の基礎資料

■過去5年間の自死の原因・動機別割合



資料：自殺の統計 地域における自殺の基礎資料

4 計画の基本的な考え方

基本理念

一人ひとりの命を尊重し、
生きる喜びを分かち合い、命を支え合うまち

基本方針

- ① 生きることの包括的な支援として推進
- ② 関連施策との有機的な連携を強化し総合的に取り組む
- ③ 対応の段階に応じてレベルごとの対策を連動させる
- ④ 実践と啓発を両輪として推進
- ⑤ 国、県、町、町民、関係団体等の連携・協働の推進
- ⑥ 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮

● 計画の体系

取り組み施策

- 1 地域におけるネットワークの強化
- 2 自死対策を推進する人材の養成
- 3 町民への啓発と周知
- 4 自殺未遂者等への支援の充実
- 5 自死遺族等への支援の充実
- 6 生きることの促進要因への支援
- 7 子ども・若者の自死対策の推進

重点施策

- 1 世代別の自死対策を推進する
- 2 自死対策をまちづくりの一環として取り組む体制を整備する
- 3 命を守り、必要な支援につなげられる人材を養成する

● 計画の目標

評価指標	対象者	現状値 (令和 4 年度)	目標値 (令和 10 年度)
いのちの教室の開催回数	中学 2 年生	年 1 回	年 1 回
ゲートキーパー養成講座の回数	町民	年 1 回	年 1 回
自殺死亡率	町民	41.9 %	12.1 (県 令和 8 年度) %

5 自死対策の施策展開

(1) 地域におけるネットワークの強化

▼取り組み概要

- 自死対策に係る事業を有機的に連携して総合的な施策展開を図るとともに、多様な主体が協力しながら、自死対策を地域全体で取り組むネットワークの強化に努めます

▼町の取り組み

① こころの健康づくりや自死対策に関する町の推進体制の整備

- 庁内の推進体制の整備
- 関係機関との連携体制の整備

② 自死に関する調査研究

③ 地域で見守る体制の整備

(2) 自死対策を推進する人材の養成

▼取り組み概要

- うつ病や自死の危険を示すサインにいち早く気づき、適切な対応を図れるように、ゲートキーパー養成研修を開催するなど、自死対策を推進する人材の養成に努めます

▼町の取り組み

① ゲートキーパーの役割を担う多様な人材の養成（地域住民）

② ゲートキーパーの役割を担う多様な人材の養成（関係機関の職員）

③ 行政職員の資質の向上

(3) 町民への啓発と周知

▼取り組み概要

- うつ病や自死に対する正しい知識を普及するとともに、町民一人ひとりがこころの健康づくりに取り組んでいけるように、啓発と周知に努めます

▼主な町の取り組み

① 自死対策等に関する啓発と周知

- 自死対策に関する広報・啓発
- うつ病などに関する広報・啓発
- 差別や偏見等の解消に向けた広報・啓発

② こころの健康づくりに関する啓発と周知

- 地域におけるこころの健康づくりに関する意識の啓発
- 職場におけるこころの健康づくりに関する意識の啓発

(4) 自殺未遂者等への支援の充実

▼取り組み概要

- 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐため、県保健福祉事務所（保健所） 救急医療機関や警察、消防等と連携し、切れ目のない包括的な支援に努めます
- 自殺未遂者を見守る家族等の身近な支援者への支援に努めます

▼主な町の取り組み

① 自殺未遂者及び家族等への支援

(5) 自死遺族等への支援の充実

▼取り組み概要

- 自死への偏見による遺族の孤立防止や心を支える活動と同時に、相続や行政手続きに関する情報提供等の支援の強化に努めます

▼主な町の取り組み

① 自死遺族等への支援

(6) 生きることの促進要因への支援

▼取り組み概要

- 自死リスクの低下を図れるように、地域社会全体で、生きることの阻害要因を減らし、生きることの促進要因も増やせる取り組みを推進します

▼主な町の取り組み

① 社会全体の自死リスクの低下を目指す体制整備

- 相談体制の充実
- 妊娠や出産、子育て等に関する支援
- 高齢者や障害者への支援
- 生活困窮者や多重債務者など、経済的な不安などを抱えている方への支援
- 孤立の防止、居場所づくり、生きがいづくり

② 適切な精神科医療の受療の促進

③ 大規模災害における被災者のこころのケア、生活再建等の推進

(7) 子ども・若者の自死対策の推進

▼取り組み概要

- 児童・生徒に対する SOS の出し方に関する教育を推進するとともに、命の大切さを学べる機会の充実や、児童・生徒や保護者等が抱える問題の早期発見・早期支援に努めるなど、包括的な支援を推進していきます

▼主な町の取り組み

① SOS の出し方の教育の推進
② 命の大切さや自尊感情を育む学びの充実
<ul style="list-style-type: none">● いじめを苦しめた自死の予防● 町と学校との連携強化によるこころの健康教育● 地域とふれあう機会の充実
③ 児童生徒の支援体制の向上
<ul style="list-style-type: none">● 教職員の資質の向上● 児童・生徒の見守り・支援体制の充実● 不登校児童・生徒に対する支援
④ 子どもへの支援の充実
<ul style="list-style-type: none">● 貧困家庭、ひとり親世帯等への支援● 児童虐待対策
⑤ 生きづらさ、困難を抱えた若者への支援の充実

(8) 重点施策

現在実施している施策をもとに、ライフステージに応じた連続性のある取り組みを推進していきます。

また、連続性のある施策展開を図るために、町の自死対策の体制強化に取り組むとともに、町民の自死対策への参画、人材の養成を図ることを目的に以下の3点を重点施策として自死対策を推進します。

- 1 世代別の自死対策を推進する
- 2 自死対策をまちづくりの一環として取り組む体制を整備する
- 3 命を見守り、必要な支援につなげられる人材を養成する

●重点施策 1 世代別の自死対策を推進する

生涯にわたるこころの健康づくりや自死対策が効果的に行えるように、関係機関・団体と連携し、世代ごとの傾向を踏まえた支援に取り組みます

▼主な町の取り組み

18 歳未満
<ul style="list-style-type: none">● 自尊感情を高める● SOS の出し方教育を推進する
18 歳～ 39 歳
<ul style="list-style-type: none">● こころの健康づくりへの関心を高める
40 歳～ 64 歳
<ul style="list-style-type: none">● 問題を抱え込まないように支援につなげる
65 歳以上
<ul style="list-style-type: none">● 孤立を防ぐ

●重点施策 2 自死対策をまちづくりの一環として取り組む体制を整備する

自死対策はまちづくりの重要な取り組みの一つであり、町民の生涯にわたって関わってくるものなので、庁内の各課が連携し、職員一人ひとりがうつ病や自死のサインをいち早く気づける体制を整備します

▼主な町の取り組み

山元町自死対策計画を全庁体制で推進する
こころの危機に瀕した町民に気づく力を高める

●重点施策 3 命を見守り、必要な支援につなげられる人材を養成する

地域社会における日常生活の人と人とのつながりの中で、相手のこころの異変に気づき、深刻な状態に陥る前に適切な対応が行えるように、うつ病や自死に関する知識の普及やゲートキーパーの養成などに取り組みます

▼主な町の取り組み

うつ病や自死についての知識を普及する
ゲートキーパーを養成する

第 2 期山元町自死対策計画【概要版】

発行日 : 令和 6 年 3 月
発行・編集 : 山元町 保健福祉課
〒 989-2292 亘理郡山元町浅生原字作田山 32 番地
電話 : 0223-37-1113 FAX : 0223-37-4144